

民法（債権関係）改正に伴う労働関係法の見直しに関する連合の考え方

I. はじめに

5月26日、参議院本会議において「民法（債権関係）改正法案」が賛成多数で可決、成立した。民事基本法典である民法における債権関係の規定について、消滅時効の簡明化・統一化、定型約款の明文化など、約200項目を見直しの対象とする改正法は、公布から3年以内に施行される。

本法案の成立を受けて、債権の消滅時効は、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という二元的なシステムに統一される。賃金および退職金の消滅時効（労働基準法第115条）などについては、今後、労働政策審議会にて議論が行われることとされている。連合は、以下の考え方を基本に対応することとする。

II. 連合の考え方

民法（債権関係）改正法の施行と同時に、労働基準法第115条の消滅時効の規定を廃止し、労働関係の債権の時効について民法を適用し、賃金や退職金等に関する原則的な時効期間を民法所定の5年とすべきである。

<理由>

- 改正前の民法では、一般債権の消滅時効は10年（同法第167条）又はこれよりも短い時期をもって定めた金銭その他の給付債権の消滅時効は5年（同法第169条）であるが、特に「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」（同法第174条第1号）については、1年の短期消滅時効とされている。
- しかし、賃金および退職金の消滅時効について民法を適用し、請求権の消滅時効を1年とするのでは労働者保護に欠けるのは自明のことである。
- 憲法第27条第2項は「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定する。この憲法の規定を受けて制定された労働基準法第1条第2項は「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」と規定する。そして、労働基準法は、民法の規定を適用して賃金及び退職金の消滅時効を1年とすることによる労働者の不利益を緩和して、労働条件を引き上げるべく、民法の消滅時効に関する規定の適用を排除する特別条項を設けることとし、労働基準法第115条において次のとおり規定した。

労働基準法第115条（時効）

この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

- 労働基準法は、上記の第1条第2項の定めにも照らしても、労働者に人間として

価値ある生活を営む必要を満たすべき最低基準としての労働条件を保障することを宣明しており、この点は消滅時効の検討においても、この意義が変わることはない。したがって、労働関係の債権について、労働基準法に民法の規定と異なる内容の規律をおくことにより、民法の規定する一般的な権利保護水準よりも手厚く保護することはあり得ても、民法の規定する一般的な権利保護水準よりも引き下げることにはあり得ない。

- もしも仮に、民法（債権関係）改正法が施行された後に、労働基準法第115条を残した場合には、労働基準法の中に、民法の定める一般的な権利保護水準よりも労働債権の権利保護水準を引き下げる規定を置くことになる。これは、労働条件の最低基準を定める労働基準法の基本的な性格を180度転換させ、民法で保障されている一般的な権利保護水準以下の水準に労働条件を切り下げるための法律に労働基準法を変質させることになり、労働基準法第1条第2項と矛盾することは明らかであって、到底許容し得ないものである。
- したがって、労働基準法第1条第2項に照らし、民法（債権関係）改正法の施行と同時に労働基準法第115条の時効に関する規定は失効すると解するべきであり、混乱の発生を防ぐためにもそのことを法律条文上でも明確にすべきである。

よって、労働基準法第115条の時効の規定を、民法（債権関係）改正法の施行と同時に廃止し、労働関係の債権の時効について民法を適用することとすべきである。

また、労働者災害補償保険法等の定める消滅時効に関しても、労働基準法第115条の廃止と整合性のある改正を行うべきである。

III. 参考

- 民法（債権関係）改正法

第166条

- (1) 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 1 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 2 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- (2) 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年行使しないときは、時効によって消滅する。
- (3) 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

以上